

山口県報

平成26年
9月19日
(金曜日)

(号外—48)

山口県報

金曜日 平成26年9月19日

目次

○臨時公報
臨時公報.....1



監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり水谷壽延の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成26年9月19日

山口県監査委員 神田 忠二郎
同 河 野 繁 太

第1 監査の請求

岩国市立石町三丁目10番26号 水谷壽延から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

政務調査費は、給与とは別に議員が行った調査研究のために支給されるものであり、その執行に当たっては、交付目的に沿った有効な活用と用途の透明性が求められるのは至極当然である。

新聞報道された山口県議会議員の政務調査費の用途について、平成21年度政務調査費収支報告書に限定しても、次のとおり問題点があった。

1 調査研究費のうち、調査研究交通費について、按分割合を70%として132,024円に政務調査費を充当しているが、50%しか認められず、20%に当たる37,719円への

充当は認められない。

2 広報費のうち、議会報告印刷経費について、全額である679,965円に政務調査費を充当しているが、通常、後援会部分も記載されていると史料されることから、積算比率等の正確な監査を求める。また、県政報告が作成されていない時期に、議会報告発送経費（211,955円）が生じており、説明が必要である。

政務調査費の充当については、広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）の891,920円の半額445,960円までしか認められない。

3 事務所費のうち、事務所賃借料として840,000円を同族会社に支払っており、全額認められない。

次に、光熱水費に政務調査費を充当している109,200円も同族会社の領収であり、全額認められず、金額も月額一律9,100円は、積算根拠が不明である。

4 事務費のうち、通信費に政務調査費を充当している268,800円も同族会社の領収であり、全額認められず、金額も月額一律22,400円は、積算根拠が不明である。通信費として認められるには、当該議員名義の電話回線を使用すべきである。

5 人件費に政務調査費を充当している1,589,828円も同族会社の領収であり、全額認められない。

領収書は雇用した職員の領収であるべきであり、按分率も示されていない。

これら政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実は、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると認められ、当該議員に対し、不正受給した政務調査費の返還を請求するよう山口県知事に求める。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 26 山 監 査 第 85 号
平成26年（2014年）9月19日

水 谷 壽 延 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成26年7月25日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記の通り通知します。

記

1 請求の受理

請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成26年7月30日に請求を受理した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員に対して交付される政務調査費に関するものであるため、山口県議会議員のうちから選任された河村敏夫監査委員及び石丸典子監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかつた。

3 監査の実施

(1) 監査の対象者及びその内容

監査は、山口県議会事務局を対象に、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る収支報告書等関係資料の確認を行った。

(2) 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において、平成21年度の調査研究費（調査研究交通費）、広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）、事務所費（事務所賃借料・光熱水費）、事務費（通信費）及び人件費に政務調査費を充当したとされる山口県議会議員（以下「当該議員」という。）に関係人調査を実施した。

(3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成26年8月5日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が陳述を行った。

なお、新たな証拠は提出されなかつた。

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 人件費、事務所費（事務所賃借料・光熱水費）等について

新聞報道によれば、当該議員は、平成21年度から平成25年度までにおいて、政務調査費を充当した人件費、事務所費等について、当該議員が役員に就任している会社（以下「A社」という。）へ支払い、A社は、ほぼ同額を当該議員の後援会へ献金しており、このことは、政務調査費を政治資金に換えることを目的とした行為であるとの陳述があつた。

イ 不正受給したとされる監査対象年度及び対象額について（監査委員からの確認）

平成21年度の政務調査費が対象であり、内訳として、調査研究費のうち調査研究交通費の70%の132,024円から50%の94,305円を差引いた37,719円、広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）の半額の445,960円、事務所費（事務所賃借料・光熱水費）の全額の949,200円、事務費（通信費）の全額の268,800円、人件費の全額の1,589,828円、総額3,291,507円であるとの回答であつた。

ウ 調査研究費（調査研究交通費）について（監査委員からの確認）

政務調査費でマニュアルでは、按分割合は大体2分の1となっており、調査研究交通費の70%に当たる132,024円については、充当割合は2分の1までしか認め

ることはできないとの回答であつた。

エ 広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）について（監査委員からの確認）

議会報告印刷経費で作成された報告書に、後援会部分も記載されていると思料されるという主張について、請求人は後援会部分の記載について、確認はしていないが、一般的に記載されていると思料されるので、監査委員に確認して欲しいとの回答であつた。

また、果政報告が作成されていない時期に、議会報告発送経費が生じることは考えられない。根拠として、議会報告印刷代の領収書の日付（平成22年3月2日）と発送等に係る領収書の日付（平成22年1月8日・同月9日・同月12日・同月19日・同年2月3日）が矛盾するとの回答であつた。

オ 事務所費（事務所賃借料・光熱水費）、事務費（通信費）及び人件費について（監査委員からの確認）

事務所費（事務所賃借料・光熱水費）、事務費（通信費）及び人件費はA社の領収であり、光熱水費や電話代について、当該議員が電力会社等のそれぞれの請求会社に支払うのではなく、全てA社に一括に支払っていることは通常ありえず、人件費については、誰に支払われたのかも不明であるとの回答であつた。

(4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面及び請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 平成21年度の調査研究費（調査研究交通費）について

調査研究交通費に70%充当しているが、充当割合は2分の1とすべきであるという主張

イ 平成21年度の広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）について

議会報告印刷経費で作成された報告書には、後援会部分も記載されていると思料されることから、広報費の充当割合は2分の1とすべきであるという主張
果政報告の作成時期と当該報告の発送時期に矛盾が生じているという指摘

ウ 平成21年度の事務所費（事務所賃借料・光熱水費）について

事務所賃借料及び光熱水費はA社の領収であり、さらに、光熱水費については、月額一律とされ算出根拠が不明であることから、事務所費に対する政務調査費の充当は全額認められないという主張

エ 平成21年度の事務費（通信費）について

通信費はA社の領収であり、さらに、金額については月額一律とされ算出根拠が不明であることから、通信費に対する政務調査費の充当は全額認められず、ま

た、通信費として認められるには、当該議員の電話回線を使用すべきであるという主張

オ 平成21年度の人件費について

人件費は同族会社の領収であり、さらに、誰に支払われたのか不明であり、按分率も示されていないことから、人件費に対する政務調査費の充当は全額認められず、また、領収書は雇用した職員の領収であるべきであるという主張

(5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

ア 当該議員が平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、調査研究費として支出された調査研究交通費132,024円のうち調査研究交通費の50%に当たる月額を積み上げた94,305円を超えた37,719円

イ 当該議員が平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、広報費として支出された891,920円（議会報告印刷経費679,965円及び議会報告発送経費211,955円）の半額の445,960円

ウ 当該議員が平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、事務所費として支出された949,200円（事務所賃借料840,000円及び光熱水費109,200円）

エ 当該議員が平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、事務費として支出された通信費268,800円

オ 当該議員が平成21年度に交付を受けた政務調査費による支出のうち、人件費として支出された1,589,828円

4 監査の結果

(1) 政務調査費の使途基準について

県は、平成13年度から平成24年度まで、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年山口県条例第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付していた。平成25年度からは政務活動費として交付されている。

また、条例第6条第1項において、政務調査費の使途の基準は議長が定めるとされており、政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程（平成25年山口県議会規程第1号）による改正前の政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条において使途の基準が各費目ごとに示されている。

さらに平成25年3月1日改正前の政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4

月1日制定。以下「運用方針」という。）がその使途の基準の取扱指針として定められ、運用方針の第4において経費を按分して政務調査費を充当することが必要となる場合及びその方法が示され、第5において、使途基準の取扱いは議員自らが充当の適否を判断すべき事項だが均衡を図る必要があり、その判断の指針として別表で費目別充当指針（以下「充当指針」という。）を定めるとしており、充当指針には按分方法の例が示されている。

山口県議会は政務調査費の適切な執行を確保するため、上記の条例等や関係事例、解釈等を取りまとめた政務調査費マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定している。

本件の監査に当たっては、政務調査費の使途の基準の取扱い及び経費の按分について監査することとした。

(2) 平成21年度の調査研究費（調査研究交通費）について

ア 調査研究費の使途基準について

規程第3条第1号によれば、調査研究費は議員が行う県の事務及び地方行政制度に関する調査研究並びにその委託に要する経費とされている。

運用方針によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当（実費弁償）することが原則であるとされている。

充当指針は、調査研究費の中で調査視察に係る自家用車の燃料代等に対し、実費相当額の支出が認められている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書により、調査研究交通費（調査研究車両燃料代）として平成21年度は合計188,613円が支出され、そのうち132,024円に政務調査費が充当されている。

また、収支報告書に添付された領収書等添付票にはマニュアルに示された記載方法により、政務調査費の按分割合は70%と付記されている。

関係人調査によれば、調査研究費の按分割合を70%としている理由としては、年間活動日数を266日として、そのうち後援会活動は30日～35日程度、その他活動は15日～20日程度であり、これら政務調査活動以外の活動実績の割合は25%未満であるが、謙抑的に30%と設定したことによるものである。また、これは、事務所費、事務費及び人件費についても共通であるとの回答であった。

さらに、当該議員は2台の車両を政務調査活動と後援会活動で使い分けており、政務調査活動に係る支出の目的は、「山口県の産業育成」、「医療・福祉現場の問題点」、「耐震化を含む学校施設」及び「雇用」等に係る調査であるとの

回答であった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、収支報告書に添付された領収書は、専ら政務調査活動で使用された車両に係る燃料代であるとの回答であった。

また、政務調査活動に係る支出の目的については、規程第3条第1号にいう調査研究費に該当するとの回答であった。

ウ 判断及び結論

請求人は、マニュアルでは、充当割合は2分の1までしか認められないと主張する。

当時のマニュアルでは、活動割合等の合理的な理由があれば、2分の1を超える充当は可能であるとされ、収支報告書に添付された領収書等添付票には、マニュアルに示された記載方法により、政務調査費の按分割合は70%と付記されている。

確認された事実によれば、政務調査活動以外の年間活動実績の割合は、後援会活動とその他活動の割合を合わせて25%未満であるが、謙抑的に30%とし、これを根拠として政務調査費への按分割合については、70%とされており、政務調査の活動実績割合を超えて、政務調査費が充当されているとは認められないことから、調査研究交通費（調査研究車両燃料代）に政務調査費を70%充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) 平成21年度の広報費（議会報告印刷経費・議会報告発送経費）について

ア 広報費の使途基準等について

規程第3条第5号の規定によれば、広報費は、議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費（広報資料の印刷費又は送料その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、当該資料に後援会活動の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分（按分の上限に関する規定はない）する必要があることとされている。

イ 確認された事実

(ア) 議会報告印刷経費について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、議会報告印刷代679,965円（報告書300部及び3,000部作成）に政務調査費が充当されている。

関係人調査によれば、作成された報告書は「議会報告」（300部）及び「県政レポート2010年Vol.3」（以下「県政レポート」という。）（3,000部）であり、それぞれの納品は、12月下旬との回答であった。

また、「議会報告」は、全て発送したため現物は残っていないが、葉書に11月定例会の質問項目と概要報告を印刷し作成したものであり、また、県政レポートの内容も全て政務調査活動に関するものであることから、それぞれに政務調査費を全額充当したとの回答であった。

なお、県政レポートの原本の提示を受け確認したところ、関係人調査で回答のあったとおり、政務調査活動以外の内容は含まれていなかった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、県政レポートは、12月下旬に納品されたものの、増刷の可能性もあることから、支払いについては、2月締めのみ3月払いと説明を受けているとの回答であった。

また、当時のマニュアルでは、収支報告書の提出時に印刷物を提出する規定はないが、当時においても、収支報告書の内容については、適宜、議員に聞き取り等により確認を行っていることから、「議会報告」は、議会質問等の内容をまとめた県政レポートの概要版であると考えられているとの回答であった。

(4) 議会報告発送経費について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、議会報告発送経費（県政報告送料）として郵送代（第一種定形外ほか）202,955円、切手購入代9,000円の合計211,955円に政務調査費が充当されている。

関係人調査によれば、県政レポートの発送のための経費であり、印刷代と同様に政務調査費を全額充当したとの回答であった。

ウ 判断及び結論

(ア) 議会報告印刷経費について

請求人は、議会報告印刷経費で作成された報告書に、通常、後援会部分も記載されていると思料されることから、広報費の充当割合は2分の1までしか認められないと主張する。

当時の充当指針によれば、当該資料に後援会活動の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分する必要があることとされているが、県政レポートについて、原本を確認した結果、内容は県政の報告に関するものであり、政務調査活動以外の内容が含まれていないことから、県政レポートの作成経費に政務調査費を全額充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

また、「議会報告」については、議会質問等の内容をまとめた県政レポートの概要版として作成したものであり、政務調査費充当については、当時のマニュアルの規定に従い、県政レポートと同様の取扱いとしたとの回答であった。

「議会報告」は、全て発送されており、また、当時のマニュアルでは、収支報告書の提出時に印刷物を提出する規定はないため、現時点で印刷物を直接確認できないが、当時においても、山口県議会事務局は、収支報告書の内容については、適宜、議員に聞き取り等により確認を行っているとしている。

これらのことから、「議会報告」は県政レポートの概要版であると推認でき、議会報告印刷経費に政務調査費を全額充当した議員の判断は違法又は不当とまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(イ) 議会報告発送経費について

請求人は、議会報告印刷経費と同様に充当割合は2分の1までしか認められないと主張する。

また、県政報告が作成されていない時期に、議会報告発送経費が生じることが考えられない。根拠として、議会報告印刷代の領収書の日付（平成22年3月2日）と発送等に係る領収書の日付（平成22年1月8日・同月9日・同月12日・同月19日・同年2月3日）が矛盾すると指摘する。

当時の充当指針によれば、当該資料に後援会活動の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分する必要があることとされているが、政務調査活動以外の内容が含まれていない県政レポートの発送経費であり、政務調査費を全額充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

なお、県政レポートは、12月下旬に納品され、支払いについては、増刷の可能性があったため、2月締めめの3月払いとしたと説明を受けたとされており、報告書の作成時期と発送時期に矛盾は認められなかった。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) 平成21年度の事務所費（事務所賃借料・光熱水費）について
ア 事務所費の使用基準等について

規程第3条第6号の規定によれば、事務所費は、議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費（賃借料、光熱水費その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、充当が可能かどうかは、事務所が政務調査活動に使用されているかどうかで判断し、後援会事務所等と併設している場合は契約を分離することが望ましいが、分離が困難なときは、使用領域の面積割合や活動実績割合等の合理的な比率で按分することとされ、按分割合が明確でない場合は2分の1を超えない範囲で事務所費に充当することとされている。

イ 確認された事実

(ア) 事務所賃借料について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、事務所賃借料として支出された840,000円に政務調査費が充当されている（平成21年4月～平成22年3月）。

関係人調査によると、平成21年度～平成22年度において、当該議員とA社との間で、A社の建物の一部を後援会事務所兼用の事務所とする賃貸借契約が締結され、事務所賃借料の月額100,000円のうち、4の②のイに示す活動実績により70%（月額70,000円）に政務調査費を充当したとの回答であった。

なお、事務所賃借料に係る、契約書及び政務調査活動以外の活動実績の割合に応じて支払われた領収書の原本の提示を受け、確認したところ、関係人調査で回答のあった内容と相違なかった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルでは、当該議員がA社と契約を締結し、その契約に基づき、A社へ支払った事務所賃借料に政務調査費を充当することを禁止する規定はなく、契約が適正であれば、マニュアルに反していないとの回答であった。

また、事務所賃借料の額については税理士に相談した上で、契約が締結されたと確認しているとの回答であった。

(イ) 光熱水費について

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、光熱水費として支出された109,200円に政務調査費が充当されている（平成21年4月～平成22年3月）。

関係人調査によると、光熱水費については、A社が建物全体の光熱水費について電力会社等と一括で契約し支払っている。

また、賃借している事務所の光熱水費については、事務所に子母ターナがなく、個別の使用実績が算定できないため、当該議員とA社との間で覚書を交わし、建物全体の年間使用実績額を面積按分することで負担額を算定し、月割の定額で支払っているとの回答であった。

なお、光熱水費の月額13,000円のうち、4の②のイに示す活動実績により70%（月額9,100円）に政務調査費を充当したとの回答であった。

さらに、光熱水費に係る、覚書及び政務調査活動以外の活動実績の割合に応じて支払われた領収書の原本の提示を受け、確認したところ、関係人調査で回答のあった内容と相違なかった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルでは、当該議員がA社と覚書を交わし、その覚書に基づき、A社に定額で支払った光熱水費に政務調査費を充当することを禁止する規定はなく、契約が適正で

ウ 判断及び結論
 であれば、マニュアルに反していないとの回答であった。

ウ 判断及び結論

(7) 事務所賃借料について
 請求人は、事務所賃借料はA社の領収であり、事務所賃借料への政務調査費の充当は全額認められないと主張する。

確認された事実によれば、当該議員がA社と賃貸借契約を締結し、その契約に基づき支払った事務所賃借料に政務調査費を充当することは、当時のマニュアルでは禁止されていない。

事務所の賃借については、A社と契約が締結されており、事務所賃借料の支払いの事実も確認されていることから、事務所賃借料に政務調査費を充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) 光熱水費について

請求人は、光熱水費はA社の領収であり、さらに、月額一律とされた算出根拠が不明であり、光熱水費への政務調査費の充当は全額認められないと主張する。

確認された事実によれば、光熱水費について、当該議員がA社と覚書を交わし、その覚書に基づき、定額で支払った光熱水費に、政務調査費を充当することは、当時のマニュアルでは禁止されていない。

光熱水費については、当該議員とA社の間で覚書を交わし、月割りの定額で支払っているものであり、支払いの事実も確認された。

また、賃借している事務所部分の使用実績が、個別に算定できなかったため、A社が支払った年間使用実績額を面積按分することにより、負担額を算定しており、その算定方法については、不適切とまではいえない。

これらのことから、光熱水費をA社に定額で支払い、それに政務調査費を充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(5) 平成21年度の事務費（通信費）について

ア 事務費の使用基準について

規程第3条第7号によれば、事務費は議員が行う調査研究に伴う事務に要する経費（備品購入費、通信費その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、後援会事務所と併設している事務所に設置されたものや自宅に設置されたものについては、合理的な割合で按分することとされている。

イ 確認された事実
 収支報告書及びこれに添付された領収書によると、通信費（電話代）として支出された268,800円に政務調査費が充当されている（平成21年4月～平成22年3月）。

関係人調査によると、通信費については、A社が当該議員の事務所の電話等も含め電話会社等と一括で契約し支払っている。

また、事務所の通信費については、A社の電話契約が回線ごとの契約となっており、個別の使用実績が算定できなかったため、当該議員とA社との間で覚書を交わし、A社が支払った年間使用実績額を台数等で按分することで負担額を算定し、月割の定額で支払っているとの回答であった。

なお、通信費の月額32,000円のうち、4の(2)のイに示す活動実績により70%（月額22,400円）に政務調査費を充当したとの回答であった。

さらに、通信費に係る、覚書及び政務調査活動以外の活動実績の割合に応じて支払われた領収書の原本の提示を受け、確認したところ、関係人調査で回答があった内容と相違なかった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルでは、当該議員がA社名義の電話等を事務所活動に使用し、その使用料についてA社と覚書を交わし、その覚書に基づきA社に定額で支払った通信費に政務調査費を充当することを禁止する規定はなく、契約が適正であれば、マニュアルに反していないとの回答であった。

ウ 判断及び結論

請求人は、通信費はA社の領収であり、さらに、金額については月額一律とされた算出根拠が不明であり、通信費への政務調査費の充当は全額認められず、また、通信費として認められるには、当該議員の電話回線を使用すべきであると主張する。

確認された事実によれば、通信費については、A社名義の電話等を当該議員が使用すること及び当該議員がA社と覚書を交換し、その覚書に基づき、定額で支払った通信費に、政務調査費を充当することは、当時のマニュアルでは禁止されていない。

通信費については、当該議員とA社の間で覚書を交わし月割りの定額で支払っているものであり、支払いの事実も確認された。

また、事務所の電話等の使用実績が個別に算定できなかったため、A社が支払った年間使用実績額を台数等で按分することにより負担額を算定しており、その算定方法については、不適切とまではいえない。

これらのことから、通信費をA社に定額で支払い、それに政務調査費を充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(6) 平成21年度の人件費について

ア 人件費の使途基準等について

規程第3条第8号の規定によれば、人件費は、議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当その他）とされている。

また、当時の充当指針によれば、専ら調査研究活動に従事させる場合は給与全額を充当できるが、後援会活動等との併用で雇用した場合は、調査研究内容、勤務実態等を勘案し、合理的な割合で按分することとされている。

イ 確認された事実

収支報告書及びこれに添付された領収書によると、人件費として支出された1,589,828円に政務調査費が充当されている（平成21年4月～平成22年3月）。

関係人調査によると、人件費の対象となる職員（以下「当該職員」という。）は、A社の特定の職員であり、当該議員の秘書業務とA社の業務を兼務しているため、勤務実態に応じた負担額を当該議員とA社との間で覚書で定め、その覚書に基づき当該議員がA社へ人件費を支払っていることから、A社の領収となつておるもの回答であった。

事務所が負担した人件費の月額191,500円のうち、平成21年4月～平成22年2月分の人件費には、4の(2)のイに示す活動実績により70%（月額134,050円）に政務調査費を充当している。ただし、政務調査費に上限があるため、平成22年3月分については、政務調査費の充当額を115,278円としたもの回答であった。

なお、人件費に係る、覚書及び政務調査活動以外の活動実績の割合に応じて支払われた領収書の原本の提示を受け、確認したところ、関係人調査で回答の内容と相違なかった。

山口県議会事務局への監査において確認したところ、当時のマニュアルでは、当該議員がA社と覚書を交わし、A社に支払った人件費に、政務調査費を充当することを禁止する規定はなく、契約が適正であれば、マニュアルに反していないもの回答であった。

ウ 判断及び結論

請求人は、人件費はA社の領収であり、さらに、誰に支払われたのか不明であり、按分率も示されておらず、人件費に対する政務調査費の充当は全額認められず、領収書は雇用した職員の領収であるべきであると主張する。

確認された事実によれば、人件費について、当該議員がA社と覚書を交わした

上で、その覚書に基づき人件費をA社に支払い、それに政務調査費を充当することについては、当時のマニュアルでは禁止されていない。

当該職員は、当該議員の事務所で秘書業務に従事しているA社の特定の職員であり、かつ、事務所での勤務実態があることから、当該議員は当該職員の人件費に係る負担額について、A社と覚書を交わし、その覚書に基づき支払っているものであり、支払いの事実も確認できた。

按分率については、当該議員とA社の間では、勤務実態に応じて負担金額が定められており、また、当該議員の負担額についても、4の(2)のイに示す活動実績に応じ、その70%に政務調査費を充当していることを確認した。

これらのことから、人件費をA社に支払い、それに政務調査費を充当した議員の判断は違法又は不当とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

平成二十六年九月十九日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市